

暴追センターだより

No.85

令和5年(2023)5月

発行所 (公財)北海道暴力追放センター 〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎
編集発行人 吉川 正也 電話(011)271-5982 FAX(011)271-5987

地域の目 暴力団から 守る盾



撮影：元函館支局長 「五稜郭のさくら」

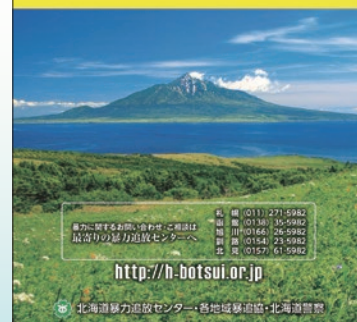
その誘い 暴力団の 甘い罠

暴追センターはあなたの勇気をサポートします

HPアドレス <http://h-botsui.or.jp>

暴力追放

地域の目 暴力団から 守る盾



札幌(011)271-5982
仙台(011)335-5982
旭川(0166)26-5982
釧路(0154)25-5982
苫小牧(0157)61-5982

<http://h-botsui.or.jp>

北海道暴力追放センター・各地域暴追協・北海道警察



5年間を振り返って

(公財) 北海道暴力追放センター 専務理事

平成30年5月、当センター専務理事に就任してから5年が過ぎようとしていますが、私は、本年5月の評議員会を最後に退任することになりました。

賛助会員の皆さまを始め、多くの皆さまのご支援、ご協力に対しまして心からの感謝と御礼を申し上げます。

振り返りますと、就任1年目は先輩諸氏のご指導を頂きながら手探りの状態で時は瞬く間に過ぎてしまいました。

2年目は初年度の反省も踏まえて試行錯誤しながら業務に取り組み、無難に乗り切ることが出来たと自己分析しています。

3年目、4年目は当センター最大の課題である財政基盤安定に向けて賛助会員の募集活動強化に取り組もうと考えていましたが、新型コロナウイルスのまん延によって経済情勢が悪化し、賛助会員の退会が相次ぎまして会員募集活動の強化どころか、センターの財政状況も厳しくなっていました。

業務面では不当要求防止責任者講習会が計画どおり開催できなかったほか、事務所を訪れる方も減少して相談業務も低調になり、街頭啓発活動の中止や延期するなどの状況で、当センター全体が開店休業状態に陥りまして、道民の皆様への働きかけはホームページやセンターだよりの発行など限られた広報媒体中心となったことは皆さまご案内のとおりです。

5年目となる昨年は、当センターが設立されて30周年という記念すべき年でしたのでコロナ禍にはありましたが、これまで準備してきた記念誌の発行や中止していた道民大会を開催したいと考えました。

昨年の夏以降はワクチン接種の効果もあって新規感染者数が急激に減少しコロナ禍もやっと落ち着いたかと思ったところ、新たな脅威であるオミクロン株の出現でまたまた感染拡大となってしまう、大会の開催は中止、記念誌の発行のみに終わってしまうという危機感がありましたが何とか大会を実行しようと検討と準備を重ね、基本的な感染対策を講じたうえで皆さまのご理解も得て10月19日、3年ぶりとなる「第6回北海道暴力団追放道民大会」の開催と「北海道暴力追放センター30年記念誌」を発行することが出来ました。

関係者の皆さまには本当に感謝しています、ありがとうございました。

その後は、不当要求防止責任者講習会も街頭啓発活動も予定どおり開催しておりまして一安心しているところです。

さて、全国の暴力団情勢をみますと暴力団構成員数の減少傾向は続いています、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争は今だ終息が見えません。

このような情勢に伴い、道民の皆さまの視界から暴力団の影が薄れて暴力団に対する危機意識の希薄化や賛助会員の退会増加が懸念されています。

暴力団構成員数の減少に反して、反グレと呼ばれる準暴力団が増長し、これら反社会的勢力による特殊詐欺や広域的な強盗などの悪質、凶悪な犯罪が増加傾向にあり体感治安の悪化も表面化しています。

一方、暴力団離脱者に対する就労支援や銀行口座開設支援など離脱者を再び組織に戻らせない究極の暴力団対策には注目が集まっておりまして、今後は当センター業務にも新たな動きが加味されてくると思います。

さて、後任の専務理事ですが、元倶知安警察署長の齊藤之則氏が就任する予定です。

齊藤氏は特に暴力団担当刑事としての経歴が長く、暴力団取締りのほか暴力団排除対策にも通じた方でして、専務理事としては適任の方に引き継ぐことが出来、心強く思うとともにこれからの活躍が大いに期待されます。

当センターはこれからも道警察のご支援を得ながら、暴力団の悪質性、危険性を道民の皆さまに訴え続けるとともに暴力団対策法に定められた業務を確実に推進していく所存です。

どうか、今後とも当センターに対するご支援、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

賛助会員の皆さまと北海道暴力追放センターのますますのご発展を心からお祈り申し上げ退任のご挨拶と致します。

敬具

令和4年度 第2回定例理事会の開催

令和5年3月2日に「かでの2・7」で、令和4年度第2回定例理事会が開催され、以下の審議事項及び報告事項が承認されました。



● 審議事項

- ・ 令和4年度 収支補正予算
- ・ 令和5年度 事業計画
- ・ 令和5年度 収支予算
- ・ 職員就業規程の改正
- ・ 臨時職員任用規程の改正

● 報告事項

- ・ 職員の任免について

令和5年度 事業計画の概要

● 広報啓発事業

- ・ 広報啓発活動の推進（資料・資材の活用）
- ・ 暴力追放運動の推進
- ・ 視聴覚広報資材の整備と貸出し
- ・ 暴力団追放道民大会・総決起集会の開催
- ・ 効果的な夏・冬暴追運動の実施

● 地域・職域支援事業

- ・ 地域暴追協への支援
施策に対する協力
啓発資材の斡旋提供
- ・ 職域暴追協組織への支援
研修会、講習・講演会等への積極的対応
啓発資材の斡旋提供
暴排組織結成時の支援

● 暴力相談事業

- ・ 相談事案に対する適切な対応
- ・ 効果的な常設相談の推進
- ・ 効果的な法律相談制度の運用
- ・ 暴力追放相談員の技能の研鑽
- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 相談事業広報の推進

● 暴力団からの離脱・就労支援

- ・ 離脱、就労への積極的かつ適切な支援
- ・ 暴力団離脱者支援対策協議会活動の活性化
- ・ 就労可能先事業所の開拓

● 暴力団事務所使用差止請求事業

- ・ 使用差止請求事業制度の積極的運用
- ・ 暴力団事務所の現況の把握
- ・ 適切な受託手続と受託後の対応

● 講習（研修）事業

- ・ 不当要求防止責任者講習の効果的な実施
全道で28回 3,434名を予定
- ・ 一般暴排講演の実施
地域・職域、企業等への積極的な講師派遣
- ・ 講習、講演資料の整備充実

● 被害者救済事業

- ・ 暴力団関係者からの犯罪被害者支援の推進
- ・ 暴排訴訟支援の推進
- ・ 地域暴追協及び関係機関との連携

● その他の事業

- ・ 調査研究
情報収集活動の活性化
情報提供の推進
各種アンケート調査の実施
- ・ 機関紙「暴追センターだより」による情報の発信
- ・ ホームページの充実による情報提供
- ・ 適正な情報管理
- ・ 表彰
- ・ 賛助会員の募集

※ 詳しくはホームページをご覧ください



表彰おめでとうございます

(公財)北海道暴力追放センター会長表彰

～ 個人表彰23名・団体表彰2団体～

令和5年3月2日開催の理事会において、多年にわたる暴力追放運動功労者(団体)に対し、(公財)北海道暴力追放センター会長から表彰状と記念品が贈呈されました。



《個人表彰》

- 札幌市東地区暴力追放運動推進協議会
- 札幌市西地区暴力追放運動推進協議会
- 札幌市北区暴力追放運動推進協議会
- 千歳市暴力追放運動推進協議会
- 美唄市暴力追放運動推進協議会
- 室蘭市暴力追放運動推進協議会
- 室蘭市暴力追放運動推進協議会
- 函館中央地区暴力追放運動推進協議会
- 八雲・長万部地区暴力追放運動推進協議会
- 函館西地区暴力追放運動推進協議会
- 江差地区暴力追放運動推進協議会
- 松前・福島暴力追放運動推進協議会
- 寿都地区暴力追放運動推進協議会
- 旭川市暴力追放運動推進協議会
- 士別地区暴力追放運動推進協議会
- 士別地区暴力追放運動推進協議会
- 名寄地区暴力追放運動推進協議会
- 稚内市暴力追放運動推進協議会
- 稚内市暴力追放運動推進協議会
- 釧路市暴力追放運動推進協議会
- 釧路市暴力追放運動推進協議会
- 弟子屈町暴力追放運動推進協議会
- 訓子府町暴力追放推進協議会

- 監事
- 役員
- 副会長
- 役員
- 副会長
- 副会長
- 副会長
- 会長
- 会長
- 副会長
- 監査
- 理事
- 常任理事
- 常任理事
- 会長
- 事務局長
- 会長
- 会長
- 理事
- 監事
- 監事
- 常任委員
- 会長

《団体表彰》

- 斜里地区暴力追放運動推進協議会ウトロ支部
- 北見市常呂地域暴力追放推進協議会

～三ない運動+1～

暴力団を「利用しない」



全てを「金づるにする」それが暴力団の姿勢です

- 暴力団を利用したつもりが、骨の髄までしぼられます。
- 暴力団は、タダでは動かず、法外な金を要求されます。
- 暴力団は、相手が弱い、甘いを見ると、トコトン食らい付き離れません。

暴力団を「恐れない」



恐れは「誤ったイメージから」恐れることは暴力団を助長させる

- 暴力団は怖いものではありません。皆で相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団を恐れず「存在を許さない」と皆で対決姿勢をもつことです。

暴力団に「金を出さない」



金が「腐れ縁の元」暴力団を支援・容認することになる

- 暴力団に金を出すことは、結果的には暴力団を認め、資金獲得の助けをすることになります。
- 暴力団は、一度味を占めると、何回も金を要求し続けてしぼり取るのです。
- 暴力団は、自らの遊びや絶の活動資金を、常にかき回っている力ネのための集団です。

暴力団と「交際しない」



交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてくる

- 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。
- 暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

各地域暴追協啓発活動状況

6月 山菜採り遭難・事故防止活動と連動した暴排啓発

【寿都地区暴追協】



6月 山菜採り遭難・事故防止活動と連動した暴排啓発

【中標津町暴追協】



6月 飲酒運転撲滅啓発活動と連動した暴排啓発

【稚内市暴追協】



7月 商業施設での街頭啓発

【厚別地区暴追協】



7月 商業施設での街頭啓発

【弟子屈町暴追協】



8月 お祭り会場での街頭啓発

【滝川市暴追協】



8月 山岳遭難事故防止活動と連動した暴排啓発

【弟子屈町暴追協】



8月 金融機関での街頭啓発

【網走地区暴追協】



8月 商業施設での街頭啓発

【紋別地区暴追協】



8月 商業施設での街頭啓発

【門別地区暴追協】



9月 道の駅での暴排啓発

【せたな地区暴追協】



1月 イベント会場での暴排啓発

【旭川市暴追協】



各地区暴追協において啓発活動等を実施した際の写真等あればセンターにご報告下さい。

暴力団 許すな頼るな 加わるな

少年を暴力団から守るために

少年を守るための対策

暴力団対応の5原則

- ① 誘いには乗らない。
- ② 話は信用しない。
- ③ 話には応じない。
- ④ 話にはすぐに返答しない。
- ⑤ 誘われても絶対に付いていかない。

おいしい話には裏があり、甘い話にはワナがあります。

「暴力団対応の5原則」を守り、呼びかけには応じることなく、その場から立ち去ることで。

甘い誘いには、ハッキリと『NO!』と言って下さい。

暴力団は、組織勢力の維持・拡大を目的として、少年に狙いをつけ組織への勧誘をしています。少年を暴力団から守るためには、暴力団の実態と少年を守るための対策を知ることが極めて重要です。

暴力団の生活は、人間性無視の世界!!

1 暴力団に入ると、生活費や小遣いは犯罪で稼がなければなりません。

暴力団から、生活費などの支給はありません。暴力団は「犯罪者集団」ですから、警察に逮捕されるのは当たり前のことです。また、稼いだ金も「組」に吸い上げられます。

2 暴力団に入ると、簡単に組抜け(脱退)できません。

暴力団に入ると、自由に組抜けすることは「組」が許しません。一旦結んだ暴力団内の繋がりは、実の親子より強く絶対的なものと位置付けています。仮に、組抜けを許してくれても、代償として「指詰め」や「法外な金」を要求されます。また、暴力団に入っている限り、対立抗争でいつ死ぬかわかりません。

3 暴力団に入ると、自由がありません。

一日中、組事務所での電話当番、組長や幹部の世話、使い走りさせられ、「組」に拘束されて自由な時間はありません。

4 暴力団の「掟」は、冷酷非情です。

組長や幹部の命令は絶対服従という暴力団特有の「掟」があり、その主たるものが、「反抗の禁止」「仲間を売る(密告、裏切り)こと」の禁止などです。

5 暴力団は、「見栄とハッタリ」の集団です。

暴力団は、「高級車を乗り回すこと」「ブランド品を身につけること」「札びらを切ること」「目立つ女性を連れて歩くこと」の“見栄とハッタリ”の4点セットで自分の存在を誇示します。少年を「組入れ」させるための誘いの言葉としても使っています。

少年に対し、甘い言葉で加入を勧誘!!

1 暴力団は「すき」のある少年を狙い加入を勧誘しています。

暴力団は、少年を狙い組織への加入を勧誘しています。深夜はいかい、ヤケになっている少年など「すき」がある勧誘しやすい少年を狙っています。「高級車に乗れる」「金回りが良くなる」「女性にもてる」等、甘い言葉をエサに、「組」に加入させていきます。甘い言葉には、騙されないで下さい。

2 暴力団は、暴走族や非行少年グループ等を絶好のターゲットとしています。

暴力団員の中には、暴走族上がりがいいたり、暴力団員が暴走族であったり、暴力団に上納金を納めている暴走族グループがあつたりするなど、暴力団と暴走族は深い関係にあり、「暴走族は暴力団の予備軍」と言われています。

3 暴力団は、少年に犯罪を行わせています。

暴力団は、自ら表舞台に出ないで少年達を手足として使って犯罪を行わせ、資金を得ています。特殊詐欺、債権取り立て、風俗店の呼び込み、ピンクチラシの配布、出会系サイトによる売春斡旋など、ありとあらゆる犯罪に少年が利用されています。



～センター職員(支局長・相談委員)からのご挨拶～

昨年度は、旭川・釧路・北見支局長がそれぞれ交替して新体制となりましたので、各支局長と本局相談委員からご挨拶申し上げます。

函館支局長



着任後2年間というもののコロナ禍の真っ最中で行事の中止やイベント参加者の制限、開催中止などを余儀なくされたものの、昨年から、ようやく本来業務に戻ってきた状況です。最近、道南では高齢者女性を狙った特殊詐欺、密漁及び薬物犯罪等が多発するなど、暴力団等反社会的勢力による犯罪の不透明化傾向が進んでいます。一方で、警察官時代に扱った元暴力団組員から金融口座開設のための相談を受けるなど暴力団離脱者を身近に扱うようになりました。暴力団対策法や暴力団排除条例等が社会にほぼ定着した現状において、更に、様々な排除活動による組織の弱体化と元組員の社会復帰を同時に進めていくことが支局長としての喫緊の課題と考え、微力ながら取り組んでおります。

旭川支局長



昨年3月北海道警察を定年退職し、同時に暴力追放センター旭川市局で勤務させていただき1年になります。この間、関係各位にご協力ご支援頂いたことに衷心より感謝致しております。現職時、暴力団捜査が長く、反社会的勢力が悪の根源であることは承知しておりますが、昨今の反社は、資金獲得の為に手段を選ばず、自分達は罪を免れて犯罪を繰り返し、弱者である高齢者を狙い、更には社会的弱者の為に制度を利用して詐欺を敢行する等、許しがたい犯罪を繰り返しています。一方、密漁ナマコを買い取る業者があったり、みかじめ料を出す飲食店もあり、未だ反社に手を貸す者も少なくない状況です。この様な、歪みがある社会を正して行くには、暴追センターの役割は大きいとその重責を自覚し、今後更に、反社に立ち向かって行く所存ですので宜しくお願い致します。

釧路支局長



令和4年3月末で北海道警察を定年退職し、翌月から釧路支局で勤務させて頂き1年が経ちました。現職時代は、そのほとんどを捜査部門で過ごしてきたことから、暴力団の悪質性・危険性を目の当たりにしてきました。暴力団は犯罪性の高い者が集まり、集団の形成によって組織的な犯罪を可能としています。壊滅するためには、資金源の遮断とともに構成員を一人でも多く離脱させ、新たに加入させないことが重要です。それには「地域の日 暴力団から 守る盾」を合い言葉に、地域の力を結集することが不可欠なことから、住民の皆様や関係機関・団体と連携しながら、決意新に暴力団排除に取り組んで行く所存です。

北見支局長



昨年3月末に北海道警察を定年退職し、北見支局で勤務させていただき、1年が過ぎました。新型コロナウイルスもようやく落ち着きをみせ、市民生活が徐々に戻りつつあります。一方、反社会的勢力による凶悪事件が後を絶たず、より潜在化しており市民生活を脅かしている現状にあります。そのような中、住民の皆様が暴力団からの被害に遭わないように暴力団追放運動を推し進め、各関係機関と連携し、皆様のご助言をいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

本局相談委員



札幌本局で勤務し早3年が過ぎました。入局と同時期に新型コロナウイルスが蔓延して未曾有の事態を招き、これまで経験したことがない生活を強いられ暗中模索の日々が続く中、規制が緩和されやと光明が見えてきた感があります。担当業務としては、暴力団員の減少に伴い新たな勢力の台頭という混沌とした世情を踏まえた上での暴力相談業務を推進し、政府が進める再犯防止推進計画加速化プランに基づき、暴力団離脱者が社会への復帰、定着を促進するための安定した雇用の場の確保に努める等して暴力団排除活動に取り組みたいと考えており、センター職員として皆様のお力添えをいただきながら、微力ながら頑張っていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

法律 相談

(公財) 北海道暴力追放センター札幌本局では、札幌弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士のご協力を頂いて、暴力団、反社会的勢力等に関する法律相談を無料で受けています。

ひとりで悩まず、困ったら一度おたずねください。

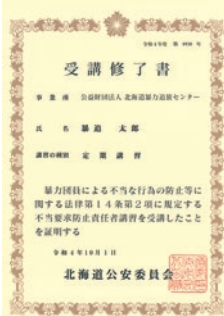
相談無料
秘密厳守



相談日は毎月第1、第3水曜日

午後1時30分から午後2時30分までです。

相談を希望される方は、前もって札幌本局にお電話をお願いします。住所、電話番号等は、表紙に掲載しておりますのでご確認ください。



令和5年度の不当要求防止責任者講習開催予定



不当要求防止責任者選任事業所
北海道暴力追放センター

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施市町		札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市
		小樽市	岩見沢市	函館市	滝川市	苫小牧市	帯広市	室蘭市	北見市	旭川市	函館市	
			旭川市	帯広市	名寄市	中標津町		八雲町			釧路市	
			網走市									

※変更になる場合がありますので、センターホームページで確認してください。

賛助会にご加入 ください



当センターでは、暴力追放事業を推進するため「賛助会員制度」を設けています。企業・団体・個人の賛同を得て、多くの皆さんに多数ご加入をいただいております。皆様のご理解、ご支援をお願いします。

- 【会費】** 年会費 1口20,000円 1口以上
※賛助会費は、税法上の優遇措置が受けられます。
- 【会費の用途】** 皆様から納入された会費は、すべて事業活動費に充当いたします。
- 【特典】**
 - ・左記会員之章プレートの交付
 - ・広報資料の無料配付
 - ・暴排広報ビデオ等の無料貸出
 - ・暴排講演依頼への対応
 - ・不当要求事案発生時の支援・指導
 - ・不当要求被害発生時の支援・指導

暴力団に関する問い合わせ・相談は

▶ (公財) 北海道暴力追放センター

【札幌本局】
相談電話 (011) 271-5982

【函館支局】
相談電話 (0138) 35-5982

【旭川支局】
相談電話 (0166) 26-5982

【釧路支局】
相談電話 (0154) 23-5982

【北見支局】
相談電話 (0157) 61-5982

▶ 北海道警察本部刑事部
組織犯罪対策局捜査第四課

◎暴力相談電話 011-222-0200
◎暴力団離脱者相談電話 011-222-8930

組織的対応と早めの相談が早期解決へ!!